

# 令和5年度

## 鹿児島市立東谷山中学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校の実情に応じた、いじめ防止等の対策のための基本的な方針を定める。

東谷山中学校いじめ防止基本方針には、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめへの対処」を主な項目とし、「学校がどのような子どもを育てようとしているのか」、そのために「教職員は何をやるのか」、「家庭や地域とどう協力し合うのか」等を示す。

令和5年4月

鹿児島市立東谷山中学校

## 1. いじめの防止等の取り組みを推進していく基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、いじめは、どの学級でも、どの生徒にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一步調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく必要がある。

本校では、「正義が通る」学校を掲げ、弱い者いじめや卑怯な振る舞いをしない、見逃さないことに組織的に取り組むことを目標としている。

また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行っていくことも重要な課題である。いじめ防止の取り組みは、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

### いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法総則」より

## 2. いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取り組みを推進するための組織を置く。この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

- 組織名称：いじめ防止対策委員会
- 構成員：校長，教頭，生徒指導主任，学年生徒指導係，養護教諭，  
（学年主任），（学級担任），（特別支援コーディネーター），（スクールカウンセラー）  
（部活動関係者）
- 委員会の取り組み内容
  - ① いじめの防止等に関わる取り組み方針や具体的な対応について，企画・立案する。
  - ② いじめの未然防止，早期発見，早期対応の具体的な方策など，いじめ対策を推進する。
  - ③ いじめ事案発生時はその対応を協議する。
- 開催は週1回を定例とする。いじめ事案発生時は緊急開催とする。緊急開催の場合は（ ）の構成員も含む。
- 連携機関  
市教育委員会青少年課 県警察本部少年サポートセンター 鹿児島南警察署 桜丘交番  
谷山中央交番 県総合教育センター教育相談係 県中央児童相談所 市子ども福祉課

### 3. いじめの未然防止の取り組み

「いじめが起こらない学校づくり」を目指し、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも、どの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

そのために、すべての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に力を入れて取り組む。

(1) 生徒が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

- ① 望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境をつくる。
- ② 生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団をつくる。
- ③ 一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりに努める。

(2) 学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感を高められる機会を充実させる。

- ① 「ニコニコ月間(5/25～6/25)」や「いじめ問題を考える週間(4月・9月)」において、全校生徒対象に、いじめに関する講話等を行う。
- ② ハートリボンデー(毎月9日)を設定し、いじめ防止の標語やポスターを作成したり、生徒会活動のいじめの防止キャンペーンを行うなど、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。
- ③ 活動の中に自己の役割を見いだすことにより、前向きな意欲を持たせる。

(3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や体験活動などを推進をする。

- ① いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒に理解させる。
- ② 人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ③ 道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。

(4) いじめ(インターネット等によるいじめを含む)について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、生徒、保護者に対しても周知徹底を図る。

- ① 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- ② 常に危機感を持ち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実を図る。
- ③ 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。

(5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みを推進する。

- ① 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- ② PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ③ いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、学校HPや学校・学年だよりなどによる広報活動を積極的に行う。

## 4. いじめへの早期発見の取り組み

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人の気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、生徒に関わるすべての情報を教職員間で共有し、保護者とも連携して情報を収集することも大切である。

(1) 日常的な観察を充実させ、生徒の様子に目を配る。

- ① 生徒の声に耳を傾ける。(アンケート調査, 生活の記録, 教育相談等)
- ② 生徒の行動を注視する。(いじめチェックリスト, ネットパトロール等)
- ③ 「生徒がいるところには教職員がいる」ことを目指し、生徒とともに過ごす機会を積極的に設ける。

(2) 定期的なアンケート調査(学期に数回)や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- ① 生徒対象のアンケート調査の実施(5・11・2月)
- ② 教育相談の実施(6・12月)
- ③ 保護者対象の学校評価におけるいじめアンケート調査の実施(1月)
- ④ 生徒の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。
- ⑤ 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。

(3) 生徒およびその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

- ① 保護者がいじめに気づいたときに、すぐに学校へ連絡・相談できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。
- ② 問題が起こったときだけの連絡や家庭訪問では信頼関係は築けない。日頃から、生徒のよいところや気になるところなど、学校のようにすについて連絡・相談しておくことが必要である。
- ③ 地域行事への参加、関係機関との情報共有など、日常的な連携を心がける。

## 5. いじめへの対処

いじめの兆候を発見したときには、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。また、発見・通報を受けた場合には、いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に、迅速に事実確認と適切な指導を行い、特定の教員で抱え込まず組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、継続的に見守る必要がある。

(1) 被害生徒を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒等を指導する。

- ① いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ② いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- ③ いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

把握すべき情報例

- ① 誰が誰をいじているのか（加害者と被害者の確認）
- ② いつ、どこで起こったのか（時間と場所の確認）
- ③ どんな内容のいじめか、どんな被害を受けたか。（内容）
- ④ いじめのきっかけは何か。（背景と要因）
- ⑤ いつ頃から、どのくらい続いているのか。（期間）

※ 生徒の個人情報は、その取扱いに十分配慮すること

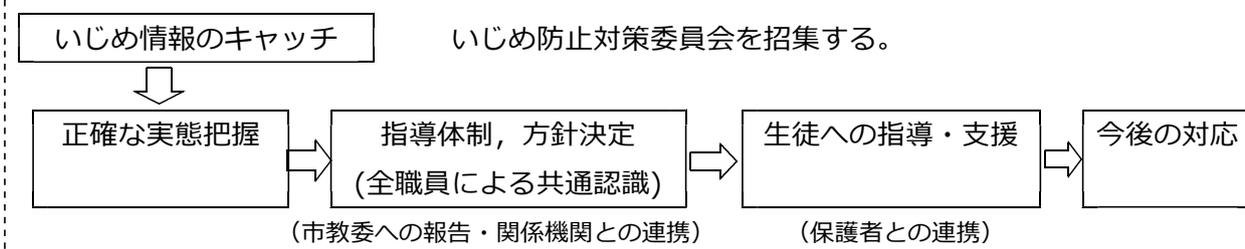
(2) 事実確認を迅速に行うとともに、教職員全員の共通理解を図る。

- ① いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじている生徒から聞き取るとともに、周囲の生徒や保護者など、第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。
- ② 短時間で正確な事実関係を把握するため、また、学級担任等が抱え込むことのないよう複数の教職員で対応することを原則とし、管理職の指示のもと教職員間の連携と情報共有を随時行う。

(3) 保護者の協力、市教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

- ① 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- ② 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- ③ 必要に応じて、市教育委員会を始め、関係機関と連携を図る。

(対応経路)



## 6. 重大事態への対処

重大事態とは

◎ いじめにより生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

例えば、・生徒が自殺を企図した場合

・身体に重大な障害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合

・精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

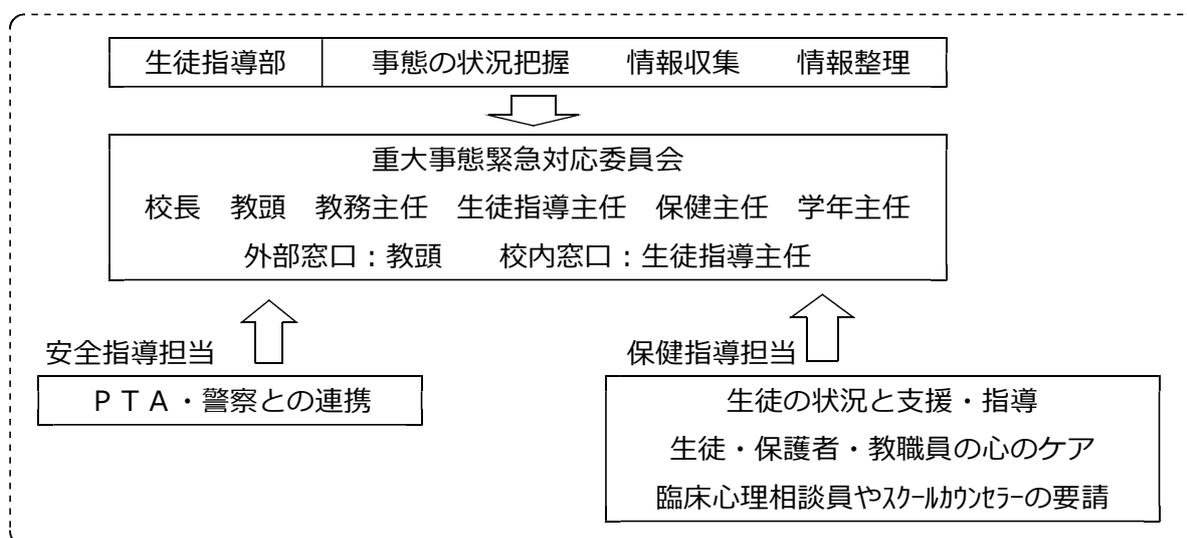
◎ いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

重大事態が発生した場合は市教育委員会と連携し調査を行う。

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

- (1) 重大事態が発生した場合は、その事態に対処するとともに、速やかに以下のような組織を設け、事実関係を明確にするため、在籍生徒や教職員に対し、以下のような聞き取り調査等を実施する。



- いつ(いつ頃から)    ○ どこで    ○ 誰が    ○ 何を、どのように(態様)
- なぜ(人間関係の状況や学校の対応に関する課題など)

- (2) 教育委員会を通じて、速やかに市長へ重大事態発生について報告する。

- (3) 当該生徒およびその保護者に対し、適時・適切な方法で調査結果を提供する。

## 7 学校評価における留意事項

### (1) いじめ防止方針についての点検・見直し

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。

### (2) いじめ防止方針についての公表

学校のホームページ上で公表し、生徒一人一人のいじめの防止への理解と認識を深め、実践への意欲喚起を図ることができるようにする。